

番 号 : 170855

国名 : エジプト

担当 : 地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

案件名 : ワジ流域の持続可能な発展のための気候変動を考慮したフラッシュフラッド
統合管理プロジェクト (SATREPS) 詳細計画策定調査 (環境社会配慮)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年12月下旬から2018年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70M/M、現地 0.73M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 7日 現地業務期間 22日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2017年12月6日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービ
ル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達
情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単
独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
いても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年12月19
日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種調査
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ワジ（涸れ川：Wadi）におけるフラッシュフラッド（以降、WFF）は、エジプトをはじめとする中東地域に共通の課題であり、近年では発生頻度と共に、災害発生エリアや被害者数が増加している。特に2010年1月に発生したWFFでは、アスワン、北シナイ、南シナイ、紅海、ケナなどの多数の行政区が災害に見舞われた。また2014年5月のWFFでは、タバ市において10億エジプトポンド（EGP）（約60億円）の被害が生じ、エジプトにおいてWFF対策が喫緊の課題の一つとなっている。しかしWFF対策として、気候変動によるWFFの発生頻度や強度に対する影響予測については、観測実例や過去の記録が不十分であることから影響予測は進んでいない。さらにエジプトにおいて安全かつ確実な水の安定供給は重要課題であり、ナイル川に唯一依存するエジプトでは長期的な水資源の問題も喫緊の課題となっており、エジプトの開発政策である「持続可能な開発戦略2030（Sustainable Development Strategy 2030: Egypt's vision 2030, SDS2030）」においても、安定的な水供給の重要性が言及されている。このため、ナイル川の水量を補完する水資源として、WFFを効果的に貯留して地下浸透させて水資源化することにより、ワジ流域、さらには、コミュニティーレベルで短期的、長期的な有効活用を念頭に置いた統合的水資源管理も水資源確保の重要なツールとして位置づけられる。

こうした状況の中、ワジ流域におけるフラッシュフラッドの気候変動を加味した予測及びその対策を含めた統合的管理策立案、実践を目的として「ワジ流域の持続可能な発展のための気候変動を考慮したフラッシュフラッド統合管理」プロジェクトが要請された。本案件はエジプト側研究代表機関を水資源灌漑省（MWRI）国立水研究所（NWRC）水資源研究所（WRRI）、日本側研究代表機関を京都大学として、JICAと国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とで実施する地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）である。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本プロジェクトはJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン）上、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ-Bに分類されるこ

とに留意する。

本プロジェクトの中で計画されているダム等の洪水貯留施設の試験施工について、エジプト国内法上の環境社会配慮（環境影響調査（EIA）等）の対応要否並びにダム建設に伴う環境影響の有無及びその程度は本詳細計画策定調査において確認する必要がある。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2017年12月下旬-1月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、エジプト側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ②対処方針会議等に参加する。

（２）現地派遣期間（2018年1月上旬～1月下旬）

- ①当機構エジプト事務所等との打合せに参加する。
- ②エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクト実施に必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。また事前にJICA事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収し、分析を行うとともに追加情報・資料を収集・分析する。
- ③JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価を行う。影響の予測・評価の結果として影響があると判断される場合は緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア）ベースとなる環境社会の状況の確認

（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得を含む経済社会状況等。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む）

イ）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- i 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
特に本プロジェクトにおける予備的環境調査報告書に係る手続きを確認すること
- ii JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- iii 関係機関の役割

ウ）スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施、及び影響の予測・評価の実施

エ）代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討

オ）緩和策（回避・最小化・代償）の検討

カ）環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成

キ) 環境管理計画実施上必要となる予算、財源、実施体制の明確化
ク) (影響を受けるステークホルダーが多数で必要と判断される場合) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

- ④ 調査団及びエジプト側関係機関と協議の上、PDM、PO(和文・英文)及びM/M(案)、R/D(Record of Discussions)案(英文)の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る現地調査結果を当機構エジプト事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2018年1月下旬～2月上旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 詳細計画策定結果(案)作成に協力する。
- ④ 情報公開用の環境社会配慮調査結果案(英文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定結果(和文)
 - (2) 情報公開用の環境社会配慮調査結果(案)(英文)
- 上記2つは電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません(見積書に計上して下さい)。航空経路は、成田/羽田⇒エジプト⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年1月6日～2018年1月27日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

ただし、エジプト側の受け入れ体制及び日本側関係者のスケジュールの都合に応じて現地派遣期間が1-2週間程度変更になる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成(予定)は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 研究総括(研究代表機関)
- ウ) 研究課題(JST)
- エ) 研究企画(JST)
- オ) 協力企画(JICA)
- カ) 環境社会配慮(本コンサルタント)

- キ) 他、必要と判断される団員
- ※ウ)、エ)はJST経費による派遣。

③便宜供与内容

当機構エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジし、必要に応じて同行します。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第一チーム（TEL:03-5226-9577）で配布します。

・ 要請書

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。また現地作業中における安全管

理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防災ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上